

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 J-MAX と称し、英文では J-MAX Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) プレス用金型、プラスチック用金型、ゴム用金型、鋳鍛用金型その他の金型の設計、製作、加工ならびに販売
- (2) 溶接治具、組立治具、検査治具その他の治工具の設計、製作、加工ならびに販売
- (3) 自動車用合成樹脂製品、家庭用合成樹脂製品その他の樹脂成形品の設計、製作、加工ならびに販売
- (4) 自動車、二輪車、運搬車両その他の陸上輸送用機器部品の製造、加工ならびに販売
- (5) 航空機用エンジン部品および同付属品その他の航空輸送用機器部品の製造ならびに販売
- (6) 光学機器、音響機器、事務機器、理化学機器、計量器その他の精密機械器具および同部品の製造ならびに販売
- (7) 建築資材、建築用内装資材、室内装飾品、門扉、浴室その他の住宅付属設備品の製造ならびに販売
- (8) 焼却炉、廃棄物処理機器その他の公害防止装置の製造ならびに販売
- (9) 道路標識および各種防護柵の製造ならびに販売
- (10) 前各号に関する製品の輸出入ならびにリース業
- (11) 前各号に関する調査研究、技術支援、技能指導ならびに経営コンサルタント業
- (12) 不動産の売買、賃貸借、仲介ならびに管理業
- (13) 図形、画像処理に関連するコンピュータシステムの製造、販売および賃貸
- (14) 労働者派遣事業
- (15) 前各号の事業への投資および融資
- (16) 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を岐阜県大垣市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3,900 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 前項の株主名簿管理人および事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款ほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた順序により、取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項に規定する者に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合において、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書

面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役、取締役会および執行役員

(員 数)

第 19 条 当社の取締役は、13 名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(選任の方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。

4. 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役を選定する。

(執行役員および役付執行役員)

第 23 条 取締役会は、その決議によって、執行役員を選任し、当社の業務を執行させることができる。

2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から社長執行役員 1 名、その他役付執行役員若干名を選任することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた順序により、取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項に規定する者に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序によ

り、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集の手続)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関するその他の事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集の手続)

第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。

ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関するその他の事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会 計 監 査 人

(選任方法)

第34条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度および決算期日)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎年3月31日を決算期日とする。

(剰余金配当の基準日)

第37条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当の基準日)

第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領

されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の利益配当金には、利息を付けない。

(昭和50年 9 月30日 改正)
(昭和55年10月30日 改正)
(昭和60年10月29日 改正)
(昭和61年 7 月30日 改正)
(昭和62年 7 月29日 改正)
(昭和63年 7 月28日 改正)
(平成 1 年 7 月28日 改正)
(平成 3 年 7 月30日 改正)
(平成 6 年 7 月29日 改正)
(平成 7 年 7 月21日 改正)
(平成 8 年 7 月30日 改正)
(平成10年 7 月30日 改正)
(平成11年 7 月27日 改正)
(平成12年 7 月25日 改正)
(平成14年 6 月25日 改正)
(平成15年 6 月24日 改正)
(平成16年 6 月25日 改正)
(平成17年 6 月23日 改正)
(平成17年11月 1日 改正)
(平成18年 6 月28日 改正)
(平成19年 6 月21日 改正)
(平成21年 6 月23日 改正)
(平成27年 6 月26日 改正)
(令和 2 年 6 月26日 改正)
(令和 4 年 6 月24日 改正)
(令和 7 年 6 月20日 改正)